

平成二十五年第三回大阪広域水道企業団議会
八月臨時会会議録

平成二十五年八月六日（火曜）午後一時開議

○出席議員

一	番	野村友昭
二	番	米田敏文
三	番	吉川敏文
四	番	中井國芳
五	番	中島紳一
六	番	内藤勝
七	番	吉田忠則
八	番	中村信彦
九	番	中村信彦
十	番	西川訓史
十一	番	中村哲夫
十二	番	野々下重夫
十三	番	若林良信
十四	番	古崎勉
十五	番	金児和子
十六	番	西田隆一
十七	番	田中秀昭
十八	番	樽井佳代子
十九	番	今田哲哉
二十	番	山本靖一
二十一	番	松尾京子
二十二	番	麻野真吾
二十三	番	秋月秀夫
二十四	番	川光英士
二十五	番	中尾広城
二十六	番	島弘一
二十七	番	新雅人

○欠席議員

八番 北尾修

○説明のため出席した者

企業	長	竹山修身
副企業	長	吉田八左右
理事兼経営	部長	清水豊
技術長兼事業	部長	林良政
経営管理部副理事兼同企画	課長	吉田景司
経営管理部総務	課長	松本竜三
経営管理部財務	課長	上田伊宏
経営管理部広域連携	課長	中塚肇
事業管理部計画	課長	藤谷光宏
事業管理部事業推進	課長	中田耕介
事業管理部契約検査	課長	小谷洋志
事業管理部管財	課長	田中厚實
監査委員	委員	坪内隆
監査委員	事務局長	松本竜三

○職務のため出席した者

議会	事務局長	松本竜三
議会	事務局書記	濱家貢
議会	事務局書記	尾崎元伸

○議事日程

- 第一 議席の指定
- 第二 議長の選挙

- 第三 副議長の選挙
- 第四 会議録署名議員の指名
- 第五 会期決定の件
- 第六 諸般の報告

(例月現金出納検査結果の報告)

第七 第一号議案 平成二十五年大阪広域水道企業

団水道事業会計補正予算の件

第一号報告 平成二十四年度大阪広域水道企業

団水道事業会計予算繰越計算書報

告の件

第二号報告 平成二十四年度大阪広域水道企業

団工業用水道事業会計予算繰越計

算書報告の件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時開会

○松本議事事務局長 大阪広域水道企業団議会議員選出後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、中村哲夫議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。御登壇願います。

(中村哲夫議員登壇)
○中村議員 ただいま御紹介をいただきました泉佐野市選出の中村哲夫でございます。

地方自治法第七十条の規定により、臨時に議長の職務を行います。もとより議長選挙までの限られた間でございますが、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。

○中村臨時議長 ただいまより平成二十五年八月臨時会を開会いたします。

○中村臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

○中村臨時議長 お諮りいたします。議員の議席は、議事進行上、本職から指定することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○中村臨時議長 日程第二、議長の選挙を行います。

○中村臨時議長 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推薦によることとし、指名の方法は本職において

指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

○中村臨時議長 議長に野々下重夫議員を指名いたします。

○中村臨時議長 お諮りいたします。ただいま指名いたしました野々下重夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村臨時議長 御異議なしと認めます。よって、野々下重夫議員が議長に当選されました。

○中村臨時議長 ただいまより野々下重夫議員の議長就任の御挨拶があります。

○中村臨時議長 野々下重夫議員。

(野々下重夫議員登壇)

○野々下議員 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任をさせていただきました野々下重夫でございます。もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の上水道、工業用水道の事業発展に鋭意努める所存でございます。

議員の皆様方並びに企業長を初めとする理事者の皆様におかれましては、格段の御協力、また御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○中村臨時議長 以上をもちまして私の臨時議長として

の職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ありがとうございます。

○野々下議長 日程第三、副議長の選挙を行います。

○野々下議長 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推薦によることとし、指名の方法は本職において指名したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

○野々下議長 副議長に若林良信議員を指名いたします。

○野々下議長 お諮りいたします。ただいま指名いたしました若林良信議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野々下議長 御異議なしと認めます。よって、若林良信議員が副議長に当選されました。

○野々下議長 ただいまより若林良信議員の副議長就任の御挨拶があります。

○野々下議長 若林良信議員。

(若林良信議員登壇)

○若林議員 副議長就任に際しまして御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会議長の要職を務めさせていただきましたことになりました若林良信でございます。野々下議長のもと、議員各位の御支援を賜り、企業長を初めとする理事者の皆さんの御協力をいただき、微力ではございますが企業団議会の円滑な運営に最善の努力を

尽くしてまいります。

皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。（拍手）

○野々下議長 それでは、日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、西田隆一議員及び田中秀昭議員を指名いたします。

○野々下議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。

○野々下議長 お諮りいたします。本臨時会の会期は本日一日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○野々下議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○野々下議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。

○野々下議長 竹山修身企業長。

○竹山企業長 企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十五年第三回企業団議会八月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中にもかかわらず御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の臨時会に提出いたしました議案等は、補正予算案一件、予算の繰り越しに関する報告二件でございます。後ほど内容の説明をさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、企業団の取り組みの柱となる広域化につきま

しては、河南地域十市町村の水質管理を共同で行う

「水質管理ステーション」を設置し、四月から運営を開始したところでございます。また、今年度から河南町の水道施設の耐震補強工事を受託するなど、市町村業務の支援を着実に推進しているところでございます。

今後とも、構成市町村との協議を重ねながら、事務の共同処理や受託業務の拡大に努め、市町村水道事業と企業団が統合する場合の条件についても慎重かつ十分な検討を行ってまいります。

また、企業団議員の議員定数及びその配分のあり方につきましては、議員定数等調査委員会におきまして引き続き御検証・御協議をお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○野々下議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○野々下議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。

監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○野々下議長 日程第七、第一号議案並びに報告第一号及び第二号「平成二十五年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件」ほか二件を一括議題といたします。

議案は、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○野々下議長 議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○野々下議長 吉田八左右副企業長。

（吉田八左右副企業長登壇）

○吉田副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案

並びに第一号及び第二号報告につきまして御説明申し上げます。

初めに、第一号議案、平成二十五年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件につきまして御説明いたします。

お手元の提出議案書の三ページをお開き願います。第二条の資本的支出のうち、支出の欄をごらんください。

水道事業資本的支出のうち、建設改良費といたしまして九億六千七百円の補正予算額を計上しております。これは、琵琶湖開発事業の一次精算に係る割賦負担金につきまして、独立行政法人水資源機構との協議、調整の結果、十三億三千九百万円の繰上償還を実施するものでございまして、当初予算において既に計上しております定時償還分を差し引きました九億六千七百円の増額補正を行うものでございます。

なお、繰上償還の実施日は平成二十五年九月二十日を予定しております、今回の繰上償還に伴う利息軽減効果は約八千万円となっております。

以上が第一号議案の概要でございます。なお、詳細につきましては、六ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、第一号報告、平成二十四年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明いたします。

十ページの平成二十四年度水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成二十四年度の水道事業会計における建設改良費の予算につきましては、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、九億三千八百四十四万三千余円を平成二十五年に繰り越すものでございます。

十一ページをお開き願います。

水道事業会計における受託工事費等の営業費用につきましては、地方公営企業法第二十六条第二項ただし書の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、二千三百八十万余円を平成二十五年度に繰り越すものでございます。

続きまして、第二号報告、平成二十四年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明いたします。

十四ページの平成二十四年度工業用水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成二十四年度の工業用水道事業会計における建設改良費につきましては、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、三億三千八百七十七千余円を平成二十五年度に繰り越すものでございます。

いずれも、工事関係機関との調整などに時間を要したため、やむなく繰り越したものでございまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○野々下議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○野々下議長 これより、上程議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

○野々下議長 古崎勉議員。

(古崎勉議員登壇)

○古崎議員 大東市選出の古崎勉です。本企業団議会、初めてですので、どうかよろしく願います。

府域の水道事業につきましては、以前は工業用水を含めて大阪府の水道部が所管しておられ、その行政事

務執行については、府議会の企業水道常任委員会で審議、検討されてきたところであります。

しかしながら、この本企業団に移行してからは府議会の関与が一切なくなっておりまして、本企業団議会での審議が唯一の場となっております。したがって、私は府民と市町村から負託を受けた立場から、本水道事業の健全な運営を目指して質疑をさせていただきます。

事前に質疑項目は通告しておりますので、よろしくお願いたします。

三項目でございます。

まず 本臨時会に提出されております第一号議案、補正予算についてであります。まず一点目は、この割賦負担金の繰上償還についてであります。

今回の補正額九億円の中身は、先ほど説明がございましたように、琵琶湖開発事業にかかわる割賦負担金の繰上償還のいわゆる当初に対する追加分ということでございますけれども、この琵琶湖開発事業なるものは以前から行われていた事業だと思います。したがって、この割賦負担金の返済というのはいつまで続くのか、このことをこの場で明らかにしていただきたい、これが一点です。

二点目、先ほど説明がありました独立行政法人水資源機構、昔の水資源開発公団ですが、これへの割賦負担金の残高というのは、全体像がどうなっているのか。先ほどの分は水道企業団の繰上償還に係る分だけでありませけれども、全体として琵琶湖開発事業にかかわる本水道企業団の水資源開発機構への割賦負担金の全体の残高は幾らで、いつまでに返済が終了するのか、まずこの二点をお答えいただきたいと思っております。

○野々下議長 これより答弁を求めます。

○野々下議長 上田伊宏経営管理部財務課長。

(上田伊宏財務課長登壇)

○上田財務課長 議員お尋ねの琵琶湖開発事業割賦負担金につきましては、昭和四十七年度から平成八年度にかけて、琵琶湖の治水及び水資源開発を目的として実施いたしました事業の費用につきまして、水資源開発公団、現在の独立行政法人水資源機構が一括で支出したものとしまして、事業の完成後に参画団体である大阪府の水道部、現在の企業団が年賦により応分の負担を行ってきているものでございます。

水道事業会計におけます琵琶湖開発事業に係る割賦負担は、平成四年度から開始しております。これまで千八百八十四億五千万円の償還を行ってまいりました。その結果、平成二十四年度末の残高は四十六億七千万円となっております。

今回の繰上償還後も定時償還を続けまして、予定では平成二十六年度末には償還が終了する予定となっております。

また、これ以外の割賦負担金も含めた全体の総額についてのお尋ねでございますが、企業団の独立行政法人水資源機構への割賦負担金残高の総額は、水道事業会計で平成二十四年度末現在で二百二十一億六千二百万円となっております。その内訳でございますが、ただいま答弁申し上げました琵琶湖開発事業に係るものが四十六億七千万、これが平成二十六年度末に償還が終了する予定でございます。また、日吉ダム建設事業に係るものが九十億二千百万円、これが平成三十二年度末に終了する予定でございます。そして、まだ事業の最終精算には至っておりませんが、丹生ダム建設事業に係る一次精算分といたしまして八十五億三千四百百万円がございまして、この分は平成四十七年度末に終了する予定でございます。

○野々下議長 古崎議員。

(古崎勉議員登壇)

○古崎議員 いただいたの答弁で、まず昭和四十七年以降の事業を現在も返済し続けている、これまでに千八百十四億円返済して、残り四十六億あり、これが平成二十六年、間もなく終了するというところで、合わせて水資源機構への残高が二百二十一億あって、そのうち琵琶湖開発が四十六億、日吉ダム関係が九十億、丹生ダム関係が八十五億、こういう状態で、かなりまだ今回の分以外にも多くの借財があるということが浮かび上がってきているわけです。

それで、三点目にお聞きしたのは、この繰上償還と本企業団の財政状況との関係について、さらに突っ込んでお聞きしたいんですけども、繰上償還自体は負債一借金を早くなくすということで結構なことなんですけれども、いただいた資料を見ますと、平成二十一年度には水需要予測を見直して下方修正をされているんですね。その結果、安威川ダム、紀の川大堰などからの撤退を決定されて、平成二十二年に特別損失を計上されております。これで五百二十一億の単年度赤字が会計上発生している。

そういう中で、今回、繰上償還をされるわけでありませけれども、八千万の節減につながるというものの、財政状況から見ればどういふ実態になっているのかということをお答え願います。

○野々下議長 上田伊宏経営管理部財務課長。
(上田伊宏財務課長登壇)

○上田財務課長 繰上償還と財政状況についてのお尋ねでございますが、水源開発事業からの撤退による特別損失につきましては、平成二十二年度決算におきまして、総額で五百三十八億円を計上したところでございます。

しかしながら、このうち紀の川大堰、安威川ダム、

大戸川ダムに係ります四百十九億円につきましては、既に負担済みでありまして、ダム使用権などの固定資産として計上していたものにつきまして、会計上の損失処理を行ったものでございまして、新たな負担が発生したというものではございません。

また、丹生ダムに係ります百十九億円につきましては、一部負担済みのものを除きまして、独立行政法人水資源機構の割賦負担金として平成四十七年度までの年賦払いによる平準化を図ったところでございます。

このため、現在、企業団といたしまして事業運営に必要な資金が不足しているといったような状況にはございません。

なお、本年二月に公表いたしました将来収支の見込みにおきましても、平成二十三年度末現在で約四百十二億円となっております累積損失につきましても、今後十年間で解消するものと見込んでいるところでございます。

こうした企業団の経営状況から見まして、今回の繰上償還を実施いたしましたとしても、今後の経営に支障はないものと考えているところでございます。

○野々下議長 古崎議員。
(古崎勉議員登壇)

○古崎議員 最後です。

今の答弁で、繰上償還、今回の分だけじゃないとは思いますが、繰上償還を行っても財政状況上、収支問題ないということでありませけれども、水需要予測、特に今日の節水といえますか、生活様式の変化の中で水需要がかなり下回っていくと、人口も大阪府下の人口が減っていく中で、現在の本企業団が見られる水需要予測が将来的にどうなのかという点で、私は若干不安要素を感じています。少し甘いんじゃないかなという気もするわけでありませけれども、いずれ

にしても、先ほどの説明の中で、結局大阪府下の利水、必要な水というのは琵琶湖取水で十分であって、その他の日吉ダムであるとか丹生ダム等は本来必要なかったと、これをいわゆる高度経済成長期に過大な水需要予測をしてきたために、そのことのツケが正直申し上げて今日に引きずっているとと言っても過言ではない状況じゃないかなと思います。

ですから、大阪府時代の水道事業のツケを現在の府下の市町村に後々まで負担をさせられるというものはぐあいが悪いわけでありまして、今後財政収支状況、それから水需要の動向等をシビアに見ていただいで、健全な財政運営を図っていただきたいということ強く求めて、質問を終わります。

○野々下議長 次に、吉川敏文議員。
(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 堺市の吉川でございます。

通告のとおり質問をしたいと思います。ただいま古崎議員の質疑と若干重複する部分があるかと思ひますけれども、お許しをいただきたいと思います。

私のほうからは、第一号議案並びに第一号、第二号報告について、それぞれお尋ねしたいと思います。

まず、補正予算、ただいまも質疑があった繰上償還でございますけれども、その内容につきましては先ほど御説明をいただいたわけでございますが、その利率も含めて、もう少しその内容を御説明いただきたいと思ひます。

また、今回の補正予算がこの議会で可決すれば、繰上償還を九月二十日ですか、実施をいただくわけでございますが、繰上償還実施後の年賦未払い残高及び後年度の償還額の予定はどのようになるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

それから、多分これは現状の金利相場から考えると

非常に高利で借りているという、その割賦負担金でございませぬけれども、今後、期待できる繰上償還があるかどうか、このあたりの見直しをお願いいたします。

それから、この繰上償還については、相手のあることだとは思いますが、その実施に向けての具体的な行動は考えられているのでしょうか。これは、今回の割賦負担金以外にも少し広げてお答えいただければありがたいとございます。

それから、繰越計算書の報告についてでございますけれども、この計算書の中で繰り越しの件数とその割合について説明いただきたいと思っております。

また、その中で、これは分類は大変難しいかと思っておりますけれども、外的要因以外の自己責任の範囲で繰り越したと思われるものはあるかどうか、さらにそれぞれの繰り越しの理由、これはそれぞれ個々に異なっているかと思っておりますけれども、繰り越しを行うということは既存の計画をおくらすということになると思っております。今後、それぞれの所管でその対策を明確にしていくべきではないか、できるだけ繰り越しを行わないような形で実施すべきだと、計画的に繰り越しを行う場合は債務負担行為等で対処すべきだというふうに考えておりますけれども、当局のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○野々下議長 これより答弁を求めます。

○野々下議長 上田伊宏経営管理部財務課長。

(上田伊宏財務課長登壇)

○上田財務課長 今回の繰上償還の利率等のさらなるお尋ねでございますが、今回、繰上償還の対象としております水道事業会計におけます琵琶湖開発事業割賦負担金一次精算分の償還金利は六・一二八九二%となっております。

これまで、平成二十四年度までに五百二十一億円の

繰上償還を実施いたしましたして、その結果、利息の軽減効果額は二百五十七億六千七百万円となっております。

なお、今回の繰上償還十三億三千九百万円行いますが、このことにより、さらに約八千万円の利息の軽減効果が見込まれるとございます。

また、今後の繰上償還後の割賦負担金の一次精算分の残高についてでございますが、今回の繰上償還後の残高は十七億五千万円となります。そして、この十七億五千万円につきまして、今後、この額を三回に分けて償還を行いまして、平成二十六年末には終了するという予定になってございます。

次に、今後の繰上償還についてでございますが、独立行政法人水資源機構への割賦負担金に係る現在の繰上償還制度におきましては、対象となる負担金が、償還金利が5%以上のものに限られておりますため、企業団を対象となりますのは琵琶湖開発事業割賦負担金一次精算分のみとなっております。

したがって、この琵琶湖に係るものが平成二十六年で償還が終了いたしますと、企業団にはこのほかに対象となるものはございません。そのため、これまで国や関係機関に対しまして、地方公営企業連絡協議会や全国大規模用水供給事業管理者会議などを通じまして、割賦負担金のみならず、一般の企業債も含めまして繰上償還の対象となる償還金利の引き下げや受け入れ総額の拡大といった要件緩和につきまして要望を行ってきたところでございますが、今後ともこうした利息軽減に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○野々下議長 中田耕介事業管理部事業推進課長。

(中田耕介事業推進課長登壇)

○中田事業推進課長 たいま、予算繰越計算書の報告について三点の御質問をいただきましたので、順次お

答えいたします。

まず、第一点目の繰り越し件数とその割合について説明をいたします。

提出議案書の十ページの水道事業会計における地方公営企業法第二十六条第一項の規定による建設改良費の繰り越しにつきましては、全体件数二百五十八件のうち当該繰り越し件数は三十件、割合では約一一・六%となります。

次に、提出議案書の十一ページの水道事業会計における地方公営企業法第二十六条第二項ただし書の規定による繰り越しにつきましては、全体件数四百四十四件のうち当該繰り越し件数は三件、割合では約〇・七%となります。

次に、十四ページの工業用水道事業会計における地方公営企業法第二十六条第一項の規定による建設改良費の繰り越しにつきましては、全体件数百十二件のうち繰り越し件数は十五件、割合では約一三・四%となります。

続きまして、二点目の繰り越しの要因について説明をいたします。

提出議案書の十ページの水道事業会計における建設改良費の繰り越し件数は三十件でございますが、その要因は河川管理者や道路管理者等との協議によるものが十三件、入札不調により発注時期のおくれによるものが六件、そのほか新たに支障物件が見つかったものや当初想定していた土質と現地の土質との違いにより工期が延びたものなど、その他の件数が十一件となっております。

次に、十一ページの水道事業会計における繰り越し件数は三件でございますが、その要因の全てが河川管理者との協議によるものでございます。

次に、十四ページの工業用水道事業会計における建

設改良費の繰り越し件数は十五件であり、その要因は河川管理者や道路管理者等との協議によるものが九件、入札不調により発注時期のおくれによるものが三件、その他が三件となっております。

繰り越しの要因につきましては、外的なもの以外にも入札不調により発注時期がおくれたものや、当初想定していたものと現地との土質の違いにより工期が延びたものなど内的な要因によるものもございます。

そして、第三点目の今後の繰り越し対策についてお答えをいたします。

今回、報告しております繰り越し案件につきましては、河川管理者や道路管理者等との調整に日時を要したことが主な原因となりまして、やむなく繰り越しを行ったものでございます。

今後は、適正な予算執行の観点から、予算編成時期に関係者との協議期間を適切に見込むなど、繰り越し案件の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○野々下議長 吉川議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 御答弁ありがとうございます。

まず、補正予算、繰上償還の分につきましては、御答弁いただきましたように、琵琶湖開発事業割賦負担金一次精算分だけで、これまで平成二十四年までで何と利息軽減効果が二百五十七億六千七百万円、そして今回の繰上償還において約八千万円の利息軽減効果があると御報告をいただきました。この効果は絶大でございますまして、この仕組みが、残念ながら、あと使えるものが残り少ないということでございますので、残念でございますけれども、少しでも金利負担を和らげていただくというところに御努力いただけるということでございますので、どうぞよろしく願います。

この予算ベースで平成二十五年度の企業債残高が千

五百三十億ぐらいあるわけでございまして、先ほどの御答弁ですと、残りはほとんど五％以下ということでございますが、それでもその金利負担というのは多大であるというふうに感じます。この利息負担から結局何も生まれてこないわけでございますので、例えば繰り上げの仕組みがないということであれば、民間資金調達を組み合わせるどうか、工夫をいただきたいというふうに思います。

また、その予算に手当てする分については、先ほど古崎議員からは、経営上、財政が心配だというお話がございましたけれども、私は繰越金が結構ある、または歳出の五〇％以上が減価償却ということは内部留保金がその分たまっていくわけでございますので、そのあたりの有効な運用も考えていただきたいなということとを要望いたしました。この質問は終わりたいと思います。

それから、報告案件二件の分につきましても、御答弁まことにありがとうございます。大変わかりやすい、丁寧な御説明でございました。

ただ、伺いますと、こういう工事発注関係とか、人員が大変少ない中で数多くの案件を抱えられているという部分で、なかなか細かい部分でのスケジュールの詰めというのは厳しいのかもしれないが、いざれにいたしましても、繰り越しをするということは、その理由いかんにかかわらず余計な労力を強いられるという部分あるいは機会損失もあるという部分ではシビアに管理をいただきたいというふうに感じております。

件数が費用ベースで一〇％と、これが多いのか少ないのか、よくわからないんですけども、第二十六条第二項ただし書の部分以外では、やはり自己努力が必要であるというふうに考えております。

また、調整期間が、相手も道路管理者、河川管理者

となると役所なわけでございますので、ここはお互い譲らず詰めていただいて、期間短縮にお努めいただきたいということをお願いいたしました。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○野々下議長 以上をもちまして通告の質疑は終了しました。

○野々下議長 これをもって、上程議案に対する質疑を終結いたします。

○野々下議長 この際、議事の都合により休憩をいたします。

(午後一時四十一分休憩)

○野々下議長 休憩前に引き続きまして議事を続行いたします。

○野々下議長 第一号議案に対する討論は通告がございませんので、討論なしと認めます。

○野々下議長 これより、第一号議案、平成二十五年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件を起立

により採決いたします。

○野々下議長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○野々下議長 起立多数であります。よって、第一号議案は原案のとおり可決されました。

○野々下議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○野々下議長 これをもって、平成二十五年八月臨時会を閉会いたします。

午後一時五十分 閉会

議長 野々下重夫

副議長 若林良信

議員 西田隆一

議員 田中秀昭